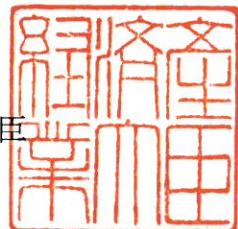


経済産業省

20200206中第6号
令和2年2月25日

貴団体代表者 殿

経済産業大臣



令和元年度「自殺対策強化月間」における取組の要請

平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱においては、毎年3月を自殺対策強化月間に設定し、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して啓発活動を推進し、あわせて、啓発事業によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が、必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

令和元年度の自殺対策強化月間においては、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が中心となり、自殺対策の啓発事業等に協力・賛同していただける団体（協賛団体）と一緒にとなって集中的に啓発事業及び支援策を実施します。特に、問題が深刻化している若年層への情報提供や支援などについての取組を強化することとしています。

つきましては、貴団体におかれましても、「自殺対策強化月間」を迎えるにあたって、以下の資料について、掲載・会員企業への周知等の御協力をお願ひいたします。

また、自殺対策は一人一人の問題意識が非常に重要であるため、貴団体及び会員企業の職員の方々にも、本月間と自殺対策関係の相談窓口について、周知がなされるようお取り計らいのほど、よろしくお願ひいたします。

- 本年度の自殺対策強化月間ポスター（待っています あなたの声を）
- 経営安定特別相談事業・中小企業電話相談ナビダイヤル 案内紙

各種相談窓口について

1. 自殺対策関係の相談窓口（一例）

○「こころの健康相談統一ダイヤル」（厚生労働省）

平成 20 年 9 月 10 日より、都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定する「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を行っています。

1. 各都道府県・政令指定都市が実施している「心の健康電話相談」等の公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定することにより、全国どこからでも共通の電話番号に電話すれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。

（自殺予防週間（毎年 9 月 10 日～16 日）及び自殺対策強化月間（毎年 3 月）の期間中は、御相談が集中するため、お電話がつながりにくい場合もございます。）

2. 令和元年 4 月現在、全都道府県・政令指定都市（札幌市、さいたま市、川崎市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市）に共通の電話番号を設定しています。
※ 新潟市、名古屋市、静岡市、浜松市、広島市については県で一括実施。

都道府県・政令指定都市の相談窓口の電話番号・受付日時をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188813.html>

○「いのち支える相談窓口一覧（都道府県・政令指定都市別の相談窓口一覧）」

（相談窓口の紹介サイト）（独立行政法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所　自殺予防総合対策センター）

<http://jssc.ncnp.go.jp/soudan.php>

2. 中小企業者の経営上の相談窓口（一例）

○「経営安定特別相談事業」（主要商工会議所、商工会連合会）【資料 1】

全国主要商工会議所、各都道府県の商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」（全国 236 カ所）では、経営難に直面している中小企業者の方に対して経営立て直しのための無料相談を行っています。

○「中小企業電話相談ナビダイヤル」（中小企業庁）【資料 2】

全国どこからでも一つの電話番号（0570-064-350）で最寄りの経済産業局につながり、どこに相談したらよいか困っている方から幅広く相談を受け付けます。

※受付時間： 平日 9：00～17：30 （通話料がかかります。）